

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市中山間地域等直接支払交付金
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用を行う対象者が要する経費に対し交付金を交付する。
補助事業者	農業者等
補助対象経費	集落協定及び個別協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市多面的機能支払交付金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	定額:10aあたりの単価(国1/2、県1/4、市1/4)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10aあたりの単価(国1/2、県1/4、市1/4)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 取組協定による農地等の適切な保全管理を推進するため、数値目標の設定はできない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和1年9月30日
補助終期	令和2年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 制度改正時期に併せて募集
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117